

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社クリーン東海	代表者氏名	桐山 真二
主たる営業所の所在地	岐阜県岐阜市六条大溝3-12-1		
許可番号	岐阜県知事許可(般-4)第102499号	許可を受けている建設業の種類	【一般】土・と・石・鋼・舗・し・水・解

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和5年7月27日	処分を行った者	岐阜県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同項第3号該当)		
処分の内容(指示処分)			
<p>(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。</p> <p>① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し速やかに周知徹底すること。</p> <p>② 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育(以下「研修等」という。)の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。</p> <p>(2) 前項各号について講じた措置(貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書により報告すること。</p>			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
<p>令和4年3月4日に貴社工場(岐阜市大倉町5番地)内において、車両系建設機械(解体用)運転技能講習の修了、その他法令で定める資格を有していない作業員が運転していた解体用つかみ機にひかれた別の作業員が左脚部骨折等を負傷する労働災害が発生した。</p> <p>本事故に関し、令和5年5月27日に岐阜簡易裁判所から違反業者に対し、罰金20万円、違反行為者に対し、罰金10万円の判決が確定した。</p> <p>このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。</p>			
その他参考となる事項			